

IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

再利用木材

2 貨物の説明 : DESCRIPTION

住宅の建設、解体、樹木の剪定、及び製材加工等に伴い発生した木材。大きさは数 cm から 3 m 程度、形状は様々である。露天で保管する場合もあり、30 %程度の水分を含む場合もある。この貨物は住宅の使用材等の木材をのこぎり及び重機等で切断または分断したものであり、微量の樹脂や鉄釘を含む場合がある。

3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

3.1 種別 : GROUP

B

3.2 見かけ密度 (kg/m³) : BULK DENSITY

140～550

3.3 載貨係数 (m³/t) : STOWAGE FACTOR

1.8～7.1

3.4 粒径 : SIZE

小口 1 cm²～40 cm² で長さ 0.1 m～3.5 m 内外の板・柱状物

3.5 等級 (種別 B の場合に限る) : CLASS : MHB

国連番号 (危険物の場合に限る) : UN No. : 不適用

3.6 静止角 (非粘着性物質の場合に限る) : ANGLE OF REPOSE

不適用

4 危険性 : HAZARD

不燃性又は火災危険性が低い貨物であるが、酸素欠乏を起こす可能性がある。

5 運送条件

5.1 積付及び隔離要件 : STOWAGE & SEGREGATION

特段の要件はない。

5.2 船倉の清浄さに係わる要件 : HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

5.3 天候に係わる要件 : WEATHER PRECAUTIONS

特段の要件はない。

5.4 積荷役時の要件 : LOADING

特殊貨物船舶運送規則第 15 条の 4 の規定に従って荷繰りすること。

船体に損傷を与えないように配慮し、特に船底部付近においてはグラブ等から排出する高さが低くなる位置で貨物を積込む。

5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

人員の船倉又は閉囲された隣接区画に立ち入る場合は、酸素濃度の確認を行うこと。酸素濃度の低下が認められる場合は、通風を行い、適当な時間の後に再度計測により安全を確認すること。

5.6 通風要件：VENTILATION

船倉等に立ち入る場合には、事前に通風を行う。

5.7 運送時の要件：CARRIAGE

特段の要件はない。

5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

木片の破片等の飛散による皮膚の損傷の危険を知らされていること。必要に応じて飛散防止のため散水を行い、保護眼鏡、保護マスク及び手袋を着用すること。

5.9 清掃に係わる要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。